

第九回 参議院大蔵委員会會議録第九号

昭和二十五年十二月六日(水曜日)午後一時五十七分開会

本日の會議に付した事件

○旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法案(内閣送付)

○特別職の職員に給與に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出・衆議院送付)

○国有財産法第十三条の規定に基き國會議決を求める件(内閣送付)

○食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に關する法律の一部を改正する法律案(内閣送付)

○外國為替特別会計の資本の増加に充てるための一般会計から繰入金に關する法律案(内閣送付)

○郵政事業特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に關する法律案(内閣送付)

○米國對日援助物資等處理特別会計法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○農林共済再保險特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に關する法律の一部を改正する法律案(内閣送付)

○委員長(小串清一君) 大蔵委員会をこれより開会いたします。

先ず第一にすでに説明は済んでおりますが、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法案について質疑を行います。

○森下政一君 只今の御提案になつて

おります問題に關連して一つ伺ひし

て置きたいのは、前國會であつたかと思ひますが、この年金増額をすべきであるということがこの委員会の殆んど一致した意見で、政府にいろいろ要望いたしまして、政府は必ず期待に副うように善処するといふことを確約されたのが、今度予算措置が講ぜられこの案となつて出て来たのだと思ふのであります。

共済組合の年金増額の件についていろいろ政府に事情を陳列して、善処かたを促しておつたことがあつたと思ふのですが、これは恐らく八幡の共済組合からも政府にもいろいろ要望がもたらされておると思ひますが、その辺のところは一体どういふふうに措置されることになつておるか。又將來についてどういふふうな善処かたの見通しを持つておられるのか。藤井君は今議員をやめて、おりませんですけれども、一応當局の御説明を聞いて置きたいと思ふのです。

○政府委員(磯田好祐君) 只今御質問のありました八幡共済組合に對する年金改訂に對する補助金をどうするかという問題でございまして、この点につきましてもこの前の國會におきましてたびたび論議になつた問題でございまして、本法案におきましては、昭和九年の一月三十一日以前に給付事由の發生したところの年金については、即ち昭和九年の一月三十一日まで

にやめた者に對しまする分につきまして、今回のこの法律を適用いたしまして、新しいペースによりまして年金

を改訂いたしました場合におきましては、その分に對する年金増額、増額の分は、全額國庫におきましてこれを負担するといふことに相成つております。

併しながらこの昭和九年の二月の一日以降、即ち従来の官製八幡製鉄所が民間の日本製鐵株式會社になりました以後におきまして退職いたしましたところの、旧製鐵所の従業員に對するのほうにおきまして負担すべきものと

いふことになつたしまして、この案におきましてはその分につきましては國庫において特別に補助金を交付するといふことには相成つておりません。

○森下政一君 政府の考えかたにも一理あると思ふのですが、八幡の共済組合の要望は、現在のような會社の状態であれば心配はないけれども、先に行つて會社の運営が都合よく行かないとなつたときには、甚だ憂慮されるという点にあるのではないかと思ふのであります。そういうことについて何か政府に要望しておることがあります。

○政府委員(磯田好祐君) 只今の点につきましても、そういう御意見が衆議院におきましても問題になつたのでございまして、もとよりこの八幡製鐵の共済組合に對しまして、今度の年金の改訂によりまして増額いたしましたところの費用につきまして、政府が補助金を交付すべきやいなやといふことにつきましては、基本的に問題があるの

でございまして、御承知のようにこれを政府の會計で申しますならば、一般

會計と特別會計といふものがございます。例えば郵政の會計とか、或いは電

通の特別會計といふようなものにおきましても、勿論今回のペース改訂に伴

身でありますところの現在の八幡製鉄

において、その負担をしてもらいたいといふのがこの案になつておるわけ

でございます。

○木内四郎君 これに要する經費につ

いては何か資料が出ておりますか。

○政府委員(磯田好祐君) これに關し

ます所要額につきましては、本年度の

補正予算におきまして一般の共済組合

の、一般のといふのはちよつと語弊が

ありますが、旧陸海軍共済組合、或いは

外地の共済組合の年金改訂に伴うと

ころの増加所要額につきましては、一

億一千二百九十萬円の補正予算が計上

いたしてございまして、それから只今問

題になりましたところの八幡製鐵株式

會社の共済組合に對しまする分といた

しましては六千三百五十六萬九千円と

いふ予算が計上いたしてあります。こ

の六千三百五十六萬九千円と申します

ものは、本年度だけにおきましてところ

の昭和九年一月三十一日以前におきま

して退職いたしました者の年金の増

加額だけではないのでございまして、

それに相當いたしますところの責任

準備金の増加所要額全体、今後の分を

含めまして、一時金としてこれを交付

付すると、さういふ形に計算いたし

まして計上してあるわけでございます。

○木内四郎君 そうするとこれは補正

予算に載つておる一億七千七百七十萬

九千円といふのがそれに當るわけであ

る。今あなたの説明をされた二つを合

せて。

○政府委員(磯田好祐君) さうでござ

いまして、

○森下政一君 只今の御提案になつて

おります問題に關連して一つ伺ひし

て置きたいのは、前國會であつたかと思ひますが、この年金増額をすべきであるといふことがこの委員会の殆んど一致した意見で、政府にいろいろ要望いたしまして、政府は必ず期待に副うように善処するといふことを確約されたのが、今度予算措置が講ぜられこの案となつて出て来たのだと思ふのであります。

共済組合の年金増額の件についていろいろ政府に事情を陳列して、善処かたを促しておつたことがあつたと思ふのですが、これは恐らく八幡の共済組合からも政府にもいろいろ要望がもたらされておると思ひますが、その辺のところは一体どういふふうに措置されることになつておるか。又將來についてどういふふうな善処かたの見通しを持つておられるのか。藤井君は今議員をやめて、おりませんですけれども、一応當局の御説明を聞いて置きたいと思ふのです。

昭和十五年十二月六日

さいます。

○木内四郎君 二十六年度一月以降は
 こういふふうにするが、その前のものは
 そのままにしてしまうということに
 なるのですか、何かそこに補正の見込
 を考えておられるのですか。

○政府委員(磯田好祐君) 只今お話の
ありました二十六年の一月一日以前の
もの、即ち本年度の末までにおきます
ところの各共済組合の未拂等があり
ました場合におきましては、その分も
全部この年金支給事務を取扱うようにな
つておりますところの共済組合連合
会におきまして、その義務を承継いた
しまして、この支拂をいたすというこ
とに相成つております。

○木内四郎君　金額は前のままで全然手はつけないということになるわけですね。年金額は平均三百五十円ぐらいのものであるという問題は、それは全然もうそのままで打切つてしまふということになりますね。

○政府委員(磯田好祐君) 本年の末までの分につきましてはそうでございます。従来のままの基準によつて計算いたしましたものを支給する。さように規定してあるわけでございます。

○木内四郎君 恩給などはいろ／＼この數年來改訂して來ましたが、その方面との權衡を得ないことになるような気がしますが、そこはどうでしょうか。

○政府委員(磯田好祐君) 実は旧陸海軍の共済組合或いは外地の共済組合の年金につきましては、一般の共済組合或いは恩給との関係から申しますならば、まさに今御指摘のような問題があつたわけでございまして、而もなお今回この法案を出すに至りました過極

におきましても、これは非常に困難な事業であつたのでございまして、これが一月以降におきましてでも新しい給與ペースまでに改訂されるということは、今日の段階におきまして望み得べき最もいい条件ではないかと、政府のほうではさように考えておるわけがあります。

○木内四郎君　ここまで持つて来られて、いろいろ御苦心のあつたことは想像に余りあるのですが、何かその間の事情その他について、速記をとめてでもお話になつて頂くことができれば非常に結構だと思ひます。

○委員長(小串清一君) 速記をとめて下さい。

午後二時十三分速記中止

午後二時二十分速記開始

○委員長（小串清一君）速記を開始します。

それから先刻申しませんでしたか、特別職の職員に関する法律の一部を改正する法律案、これも前のと一緒に御質疑をお願いしたいと思います。

○油井賢太郎君 今度の特別職が百分の三十から百分の十に変更するといふようなゆゑんがどうもよく呑み込めぬなといふのと、それからそれに関してどれだけの予算上の措置とかの相違があるかかといふ点について第一に御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(磯田好祐君) 只今油井委員から御質疑になりました特別職の三割を一割に下げるといふ問題は、恐らくは今度の改正法案の中にあります。いわゆる食糧配給公団の特別手当の分を、従来の規定による三割を一割に下

ける、その理由はどういふものかということだと思つてございしますが、この点につきましては、現在の法律上の規定によりましては、食糧配給公団の特別手当は今お話のようにまさに三割ということに相成つております。併しながら現実には昨年のいわゆる六三ベースの実施されましたときから、昨年度の予算から公団の特別手当は関係方面のきつい達しによりまして、現実には二割というところに相成つております。従いまして今回の改正によりまする法律案によりますれば、一応従来三割の特別手当の規定を一割に引下げると、即ち三分の一に引下げるといふふうに御覧になるかと思つてございしますが、現実には従来二割のものを一割に引下げるといふことでございまして、而ういたしまして、然らば如何なる理由を以て従来の二割の特別手当を一割に引下げるかという問題でございしますが、この問題につきましては御承知のように、今回の一般的な公務員のペース改訂におきまして、いわゆる特別職域にありまする税務、警察、船員その他特別調整号俸の適用なされますところの各種の特別職域の調整号俸といふものにつきまして、一般の公務員は六三ベースの実施されましたときより、拘束勤務時間が従来の三六・五時間というものが四十四時間に引上げられておる。併しながら私どもの只今申上げましたような特別職域の職員につきましては、従来通りの勤務時間になつておる関係等からいたしまして、当然六三ベースの給與改訂を実施いたしましたときに、その時間差が縮まつただけの調整をすべきであるにもかかわらず、六三ベースにおきますいらい／＼

な事情におきまして、當時においてはこれを実行するを得なかつたのであります。併しながら今回政府が提案いたしておりますところの法律案によりまして、これは人事委員会に御審議になつておるのでございますが、かかる特殊職域にありますところの職員の特例の扱いである特別俸給表なり調整考俸なり、一般の者より有利に取扱われておる分につきましては、これを大体時間差等を勘案いたしまして大体共通に二分の一というような原則を以ちまして今度整理する、切下げをするということに相成つておるわけであります。でこれを食糧公団或いは他の一般の公団等の場合におきましても考へかたは同じでございます。勿論食

ざいするが、実はこれは先般、昨日でございますか、当委員会におきまして資料提出の御要求があつたのでございするが、食糧配給公団の場合についてこれを申しするならば、所要額が二億四千七百万円ということに相成つております。所要額は二億四千七百万円ということになつておりまするが、本年度の予算におきましては、その所要額の分は既定経費によつてそれを賄うということに相成つておりまして、従いまして補正予算といたしましては特に計上してはいないはずであります。この点につきましては後ほど、今決裁をとりますので、決裁が済み次第当委員会に資料として御提出したいと思ひます。

○油井賢太郎君　そうしますと、この前は百分の三十というふうに食糧公団の特別手当を平均認めております。百分の三十以内というふうに認めたので、百分が、実質的には百分の二十というふうな御説明なんです。併し公団の従業員側の話によると、百分の十五見当点の数字は今はつきりわからないのですか。

○政府委員(磯田好祐君) 只今その資料を持ち合わせていないのでございますが、私の知っております限りにおきましては、食糧公団におきましても百分の二十程度の特別手当が出ておるはずであります。ただ私の聞いておりますところは、恐らくこういうことではないかと思うのでございますが、今度ベース・アップをいたしましたて、現在二割の特別手当をもらつておるものを、ベース・アップ後において換算いたしますと、それが大体その金額を

第六部 大蔵委員会會議録第九号

昭和二十五年十二月六日
【参議院】

1000

につきましては、別に特別の手当を支給するという形に相成つておるわけでございます。そちらのほうによつて十分考慮せらるべき問題でございます。今回の一般的な給與改訂とは別個の問題というふうに政府としては考えておるようなわけでございします。

○油井賢太郎君 まだ資料は来ないようですが、その前に一応何つて置きたいのですが、先ほどのお話の中に百分の三十ということ、この国会でこの前、食糧公団については、これは米屋さんのような、いわゆる普通の官吏と違ふ人々の構成であるからすべきであるというのでございしたのです。ところがそれが百分の二十しか拂つてはいけな

いというふうな何か指図でもあつたやうに私は聞いたのですが、それは確かなんですか。
○政府委員(磯田好祐君) ちよつと速記をとめて頂きます。
○委員(小串清一君) 速記をとめて下さい。
〔速記中止〕
○委員(小串清一君) 速記をつけて下さい。

○木内四郎君 三割を超えることはできないという範圍内で予算的の措置はとつておつた。そして食糧公団については二割しか予算に組んでおらなかつたということですか。
○政府委員(磯田好祐君) その通りでございます。

○木内四郎君 その場合他の公団についてはどうでございしますか。
○政府委員(磯田好祐君) 他の公団におきましても全く同様でございします。

○木内四郎君 他の公団もすべて二〇%ですか。
○政府委員(磯田好祐君) そうでございします。

○政府委員(磯田好祐君) そうでございします。
○木内四郎君 今度はあなたのほうは百分の二十とされるのですね、食糧公団のほうは。そうすると他の公団のほうはどうですか。
○政府委員(磯田好祐君) 他の公団も全部同じでございします。百分の十五程度ということですが。

○木内四郎君 そうすると油井君の言われるように三割を超えることはできないということ、その規定のままに置いて置いても予算にはすべて三〇%を盛ればそれでいいことですか。そういうことになるわけですか、或いは……

○政府委員(磯田好祐君) 形式的な議論をいたしまして、只今お話のようなどとも一應議論としては言い得ることだと思つてございしますが、併し一応この国会におきまして、今までも三割のところを二割しか計上してなかつたというのなら同じことじやないかというふうにいわれるならば、政府の側といたしましても特にあれでございします。

○木内四郎君 それからもう一つついでに何つて置きたいのですが、食糧公団は百分の三十の範圍内でやることのできるというふうにしてありましたが、すな、いや、こういうことはできないということを書いてある。そうすると食糧公団のほうは第十二条の一項によつて、他の公団よりも特に優遇しなければならぬというふうな趣旨が現われておるよう思うのですが、それは実際にやつておらなかつたのでございしますか。
○政府委員(磯田好祐君) 現在存在い

たします各種の公団、これは全体を通じまして非常に種々雑多なものがございしますが、これも一般の公務員の職種とは非常に違ふのでございまして、従いましてそういう意味から申し上げますならば、これは全部特別にすべきものであつたのではないかと、そういうことも成り立つと思ひます。そういう意味からいまして、各公団共通に現在までのところ特別手当というところによりまして優遇いたしていただけてございします。即ちなぜかと申しますと、この各公団におきましては、民間から相当おおいになつておるかたがある。即ちお米屋さんだけではない、例えば価格調整公団にいたしまして肥料配給公団にいたしまして、飼糧の配給公団にいたしまして、民間のそれぞれ從來その種の事業に携つておつたような人々が各公団においでになつておるわけですが、従いましてそういう事情から、民間においでになつたときよりもその給與を低くすることはできないということを考えまして、この特別手当によりまして今まで調整をいたして来たわけでございます。

で御参考までに、今回この公団の特別手当を一割にいたしました場合におきまして、平均といたしましてどういふ結果になるであらうかということをお申上げますと、今までの平均で申しますと、食糧配給公団のいわゆる基本給の平均は一万四千五百七十七円ということになります。それに対して今回の改訂によりまして、基本給は一般の職員と同じように上がる。そのほかこの特別手当の從來二割であつたものが一割ということに切下げまして計算をいたしますと、その先ほど申上げまし

た一万四千五百七十七円という平均給が、私どもの一応の計算によりますならば一万一千八百七十四円ということになります。これを一般公務員の改訂前及び改訂後の比較をいたして見ますと、改訂前におきましては一九・五%、即ち一般の公務員に比べてその食糧配給公団の平均給の場合におきましては約五九・五%高かつたと、併しながら改訂後におきましてはそれが一五・三%になるといふような結果でございします。従いまして手当ていたしましては一割ということになります。勿論この公団においでになるかたがたの年齢構成が高いといふような事情もあると思ひますが、この手当を一割に引下げたとしても、なお一般公務員に比べてした場合におきましては一応表面上は五三・三%高いという結果になることとなります。

○木内四郎君 その問題はよろしいとして、さつき油井君が何つておつた際には、食糧公団の人々には他の公団の人より特別な優遇しなければならぬやうな理由があるから、こうして置いたのだ、実際は他の公団も同じであつたのですか。
○政府委員(磯田好祐君) さようでございします。

○木内四郎君 さようであつたから百分の十まで同様に一律に下げてもいいであらうと、こういうお考えですね。
○政府委員(磯田好祐君) さようでございします。

○木村福八郎君 ちよつとこの際、今度の給與改訂を機会に俸給の切替調整に關連して各方面の問題が起つておるわけですが、これまでの号俸調整を、今度の給與改訂に際してどうして今までの調整号俸を削減したのか。その理由をこの際伺ひたいと思ひます。

○政府委員(磯田好祐君) その点につきましては、先ほど木村委員がおいでになります前に、簡単に御説明したのでございしますが、なお繰返しまして御説明いたしますと、御承知のように現在の給與体系といふものは二千九百二十円ベースのときに一応でき上つたものでございします。従いまして只今御指摘の調整号俸なり、特別俸給表によるところの有利な取扱なりといふものは、二千九百二十円ベースが実施されますときにきよまつたところの勤務時間、或いは職務の内容、即ち職務遂行の困難性、複雑性、或いは職務の内容が非常に高いといふやうな理由を以ちまして、一応でき上つていたのでございします。然るに御承知のように六三ベースが実施されますときに、一般の公務員につきましては從來の勤務時間がいわゆる三六・五時間でありましたのが、一挙に四十八時間に引上げられた。併しながらそれは昨年の秋におきまして更に四十四時間に切下げられたのでございします。即ち一般の公務員についてこれを見ますならば、二九ベース実施当時におきます実働における勤務時間三六・五時間というものが、現在におきましては四十四時間というように、その間におきまして七時間半を増加したのでございします。そして他の職域におきましてところの勤務時間、例えば警察について申しますならば、当時の拘束時間の五〇・五時間というものはそのままだ

るわけですが、これまでの号俸調整を、今度の給與改訂に際してどうして今までの調整号俸を削減したのか。その理由をこの際伺ひたいと思ひます。

○政府委員(磯田好祐君) その点につきましては、先ほど木村委員がおいでになります前に、簡単に御説明したのでございしますが、なお繰返しまして御説明いたしますと、御承知のように現在の給與体系といふものは二千九百二十円ベースのときに一応でき上つたものでございします。従いまして只今御指摘の調整号俸なり、特別俸給表によるところの有利な取扱なりといふものは、二千九百二十円ベースが実施されますときにきよまつたところの勤務時間、或いは職務の内容、即ち職務遂行の困難性、複雑性、或いは職務の内容が非常に高いといふやうな理由を以ちまして、一応でき上つていたのでございします。然るに御承知のように六三ベースが実施されますときに、一般の公務員につきましては從來の勤務時間がいわゆる三六・五時間でありましたのが、一挙に四十八時間に引上げられた。併しながらそれは昨年の秋におきまして更に四十四時間に切下げられたのでございします。即ち一般の公務員についてこれを見ますならば、二九ベース実施当時におきます実働における勤務時間三六・五時間というものが、現在におきましては四十四時間というように、その間におきまして七時間半を増加したのでございします。そして他の職域におきましてところの勤務時間、例えば警察について申しますならば、当時の拘束時間の五〇・五時間というものはそのままだ

るわけですが、これまでの号俸調整を、今度の給與改訂に際してどうして今までの調整号俸を削減したのか。その理由をこの際伺ひたいと思ひます。

○政府委員(磯田好祐君) その点につきましては、先ほど木村委員がおいでになります前に、簡単に御説明したのでございしますが、なお繰返しまして御説明いたしますと、御承知のように現在の給與体系といふものは二千九百二十円ベースのときに一応でき上つたものでございします。従いまして只今御指摘の調整号俸なり、特別俸給表によるところの有利な取扱なりといふものは、二千九百二十円ベースが実施されますときにきよまつたところの勤務時間、或いは職務の内容、即ち職務遂行の困難性、複雑性、或いは職務の内容が非常に高いといふやうな理由を以ちまして、一応でき上つていたのでございします。然るに御承知のように六三ベースが実施されますときに、一般の公務員につきましては從來の勤務時間がいわゆる三六・五時間でありましたのが、一挙に四十八時間に引上げられた。併しながらそれは昨年の秋におきまして更に四十四時間に切下げられたのでございします。即ち一般の公務員についてこれを見ますならば、二九ベース実施当時におきます実働における勤務時間三六・五時間というものが、現在におきましては四十四時間というように、その間におきまして七時間半を増加したのでございします。そして他の職域におきましてところの勤務時間、例えば警察について申しますならば、当時の拘束時間の五〇・五時間というものはそのままだ

まで同じで存続しておるわけでありま
す。それから又海上保安庁の職員につ
いて申しましたも、当時の五四時間と
いうものが今日においても同じである
こと、刑務所職員について申しました
ならば、当時五一・五時間であつたも
のが今日においても依然として同じで
ある。即ち一般公務員におきましては
勤務時間が二九・五時間実施当時にお
きますより、その間において実に七時
間半も増加したにかかわらず、六三ベ
ースの切替のときにおきましては、こ
の時間差の調整というものは、当時の
客観的な情勢によりまして全くこれは
実施することを得なかつたのでありま
す。即ち当時におきましては御承知の
ように治安も十分回復しておりません
でしたし、いろいろな関係におきまし
て関係方面の承認を得ることもできま
せん、実は先般衆議院の公聴会があ
りまして、その際に当時の給與局長で
ありました今井さんが見えて証言をせ
られていたのでございますが、当時
六三ベースを切替えるときにおきまし
ても、関係方面にこの時間差によるこ
とを、強く日本政府といたしましては
関係方面に要望したのでございませ
うが、当時の事情においてはそれが実
施し得なかつた。併しながらこの号俸調
整を行うにいたしたときも、これは何
ら給與の変化のないときにおきまし
て、一般的に全体の給與ベースの上
るときにおきまして従来の号俸差を多少
とも少くするといふようにせざるを得
ないのでございまして、只今申し上げ
ましたのは、主として勤務時間差に基
くものでございするが、その他の職務

内容の困難性、危険性という問題につ
きましては、これ又いろいろ見かた
があるかと思ふのでございするが、
いわゆる二九ベースの実施当時にお
きます客観情勢といふものと、今日に
おけるものとは非常に違ふ。これは各
職種について見ましても、その職務の
困難性といふものは当時比べては相
当減少しておるのではないかと。そう
いふような観点から申しまして、大体
原則といたしまして、号俸調整につ
きましては、従来の大体差を半分に整理
するといふ建前を以て一般職の給與に
関する法律の俸給表を作成したので
ございします。のみならず御承知の
ように今回のベース改訂自体も、現在の財政状
況の下におきましては十分の財源の
余裕もございせんので、そういう意味
から申しましたも又かかる措置をと
らざるを得なかつた。そういうふう
に御了承願ひたいと思ふのであり
ます。

○木村福八郎君 只今伺ひたい
す、号俸調整の理由です、調整
時間差の調整、それからもう一つは
職務内容における一般の職員よりも
困難であるとか、危険であるとか、
そういう点がある、な角度から見て
これと違つて来たから、従来の調整
より切下げる。この二点にあると思
はれるのでありますが、

そこで特に伺ひたいのは、私は
政令第一二二号の三の第二項、各号に
掲げる職員、即ち国立の療養所に勤
務する職員、それから病院及び療養
所の精神病及び結核の病棟に勤務す
る職員、或いは盲ろうあ学校に勤
務する職員、こういうような人た
ちの問題ですが、これについては危
険その他に

ては従来のいろいろ見かたがある
ので、この調整号俸を切下げると
つしやいますけれども、特にこの
結核、精神病、こういうような医療
関係に従事しておる職員の調整号
俸については、もうすでに御承知の
ように厚生大臣の諮問委員会にお
いて答申が、それは昭和二十三年
三月十五日答申があつて、その調
整号俸の比率については、今の切
下前の号俸よりも遙かに高い調整
号俸を與えるべきだ、こういう答
申があり、更に又昭和二十三年十
月八日に中央労働委員会、厚生
大臣、大蔵大臣、国会厚生委員
会に建議した比率も非常に高い、
例へば職について一〇〇%、倍に
調整号俸の比率をすべきである、
ところがそれに対してこれまでの比
率は約一五%、それで今度の調整
号俸の切下げでそれが九%になつ
てしまつておる。こういうふうな
状態になつておるのです、これは
どうして世論として倍ぐらいな調
整号俸を與えるべきだといふ世論
になつておるであつて、そういう
世論は客観的に見て何ら変化して
いないと思ふ。こういうふうな常
識から考へても、或いは肺結核、
或いは精神病、或いは盲ろうあ
学校、そういうところの勤務にお
ける人の精神的苦痛又は肉体的危
険、そういうことを考へればこれ
までの調整号俸を低くし、又世論
として一〇〇%の調整号俸を與
えろといふのに対して、政府がこれ
までそれよりも遙かに低い調整
号俸を與えていた、更に今回の給
與改訂において又それを引下げる
といふことは、これはどうして
も我々了解できない、この点に

ついでに根拠を私はどうしても
伺ひなければならぬと思ふので
す。これは今後重大な問題が起
ると思ふので、この結果一番誰
でもいやがる療養所とか精神病
とか結核、そういうところにお
ける職員が、そのためにそ
ういふ気の毒な人たちの療養に
対して意慢になつたりなんかす
れば、これは重大な問題です、む
しろ我々から考へれば、今までの
この切下げの給與改訂に際して
不足であつたものを増加すべき
と思ふのです。私は今の内閣の
いろいろな政治の性格から見ま
して、どうもそういう気の毒な
人、或いは経済的弱者、そうい
う者のほうにちつとも考へて
いない。大衆の国民の生活につ
いても考へていない。そうして
大きな法人のほうに沢山税金を
負ける、高額の所得者に対して
たくさん税金を負けたら、これに
考へなければならぬ人たちに
関心を抱かれていない。特に人
事院の勧告が改悪して、それで
大蔵省において給與局といふ
ものを設けて、特に悪くそれを
改訂することについて、どうし
ても我々は了解できないのです。
この根拠を私は明確に伺ひたい
と思ふのです。

○政府委員(磯田好祐君) 只今御指
摘の療養所等に対する調整号俸を
切つた理由を明らかにしようとい
うお話でございするが、この点
につきましても、療養所に対しま
す今度の調整号俸の切下げをいた
します際においては、先ほど話
しましたように一般の分につ
きましては原則といたしまして半
分に整理するといふことにはあ
りません。併しながら療養所につ
きましては、これを原則といたし
まして三

分の一しか整理いたしておりま
せん。その理由といたしましては、
この病院、療養所に勤務いたす
ところの各職員の勤務時間は二
九ベースのときにおきまして五
十一時間ということに相成つて
おります。而ういたしまして、
この五十一時間という勤務時間
は現在におきましてもそのまま
繰り置かれておるのでございま
す。併しながらこれに對しまして
一般の公務員の勤務時間は、先
ほど申し上げましたように実働
時間におきまして、当時の三
十六時間半のものが四十四時
間になり、又拘束時間申します
ならば、当時の四十一時間半の
ものが現在におきましては四
十六時間半のものと相成つて
おるのでございします。併しな
がら只今も話したように病院、
療養所におきましては、従来の
ままこれが据え置かれておる。
そういう観点から申しまして、
勤務時間差に基きましてこの調
整を他の一般の特殊職域にお
きましては、ひとりで病院、療
養所であるが故を以て全然手
を触れないといふことは如何
であらうか。併しながらその
病院の特殊性にも鑑みまして、
先ほど話しましたように療養
所につきましても、その切下
の仕方、一般の二分の一の切
下に対しては、これを三分の一
に切下げるといふような、特
別の考慮を拂つたような次第
でございします。

○木村福八郎君 只今の御答
弁を伺いますと非常に機械的な
のです。それで一体療養所とか
或いは結核、精神病、盲ろう
あ学校、こういうところに勤
務する人たちの精神的苦痛、肉
体的

危険、そういうものに対する理解が薄いと思う。而もすでに世論としてもうすでにあなた御承知と思いますが、先ほど申し上げましたが昭和二十三年三月十五日附厚生大臣に対する答申があるのです。それは詳しくは申し上げませんが詳細にあるわけですね。それと今まで切下がない前の号俵との開きが著しく開いておるのです。例えば最初の医師及び歯科医師については答申書で一〇〇%、ところが切替前の調整号俵の比率は一五%しかない。又全日本国立療養所の労働組合の意見もそれと同じです。又末弘殿太郎氏の建議も同じ意見です。世論がこういうふうになつておるのですが、こういう世論をちつとも反映してない。こういう機会にむしろこの差を縮めなければいけない。さうで機械的に考えて時間差とか、他の振り合がどうであつたとか、今でもそういう厚生問題に対して理解が薄いと思うのです。重大な問題だと思ふのです。こういう病院に勤務してゐる人、非常に不幸な人を扱う人にはむしろもつと待遇を厚くしなければならぬ。殊に国立病院なんか、聞くところによれば、あつたやうな特別職にすべきだ、さうでないから国立病院に行くお医者さんはみんな悪いお医者さんが行く。一般の大家が行けば、それは死に行くやうなものだ、こういうあれが有ります。いいお医者さんはみんな民間医になつてしまふ。ですからさういふ厚生問題に対する考えが全然欠けておると思う。今御答弁されたやうなことを一般の人が聞けばこれは相当憤慨すると思う。こういう重大な厚生問題に対する認識がない。こういう際

にこそ本当はまあ三分の一切下げるはずであつたけれども、従来の世論とかけ離れておるから、この際は現状維持にするというぐらいいならば話はわかる。まだ「世論に対して非常に政府はその点についてその反映の仕方が著しく少ないのです。私は少くとも現状維持程度にするのが常識からいって妥当と思ふのですが、先ほどのお話では余りに機械的過ぎると思ふのです。が、もう少し厚生問題について眞剣にお考えになる必要があるのじやないのですか。

○政府委員(磯田好祐君) 只今の御意見は御意見といたしまして十分拜聴いたして置くのであります。先ほどから繰返して申しますように、いろいろな職域におきましてこの特別の調整号俵というものを或る程度切下げるといふことはなか／＼困難な事業でございまして、その間におきましても勿論そのおの／＼の各特殊職域におきましますところの事情は十分考慮して考へるべきでございまして、政府のほうといたしましては、考慮を拂つた結果といたしましてこの程度にすることが止むを得ないのじやないかという結果といたしまして、かかる案になつたわけでございます。

○委員(小串清一君) ちよつとお話いたしました。皆さん今日大分提案になつたのですが、政務次官が来ておるので提案の理由を四つ五つ聞いて、それから續いて全部もつと質問をいつまでも続ける、さうじやない、これが今日やれなくなると、提案の理由がここに五つ六つ出ておるのですが、○木村義八郎君 只今の問題について、厚生大臣は今回のような調整号俵の切下についてやはり何か意見を述べられたのですか。それとも又厚生大臣と折衝されたのですか。

○政府委員(磯田好祐君) 厚生省からの意見は聞いております。

○木村義八郎君 これに同意されたわけですね。厚生省側としてこれで満足したわけですか。

○政府委員(磯田好祐君) 閣議におきましてこの決定になつたわけでございます。から、厚生大臣としてはこの案に御賛成されたのではないと思ひます。

○委員(小串清一君) それではちよつと当局から大分議案の付託が参つておりますので、丁度今次官が出席しておられますから、順次提案の理由の説明をしてもらおうと思ひます。

○委員(小串清一君) 第一に国有財産法第十三条の規定に基き国会の議決を求めるの件、これについて御説明願ひます。

○政府委員(西川基五郎君) 只今議題となつた国有財産法第十三条の規定に基き国会の議決を求めるの件について御説明申し上げます。

この陵墓地は、第八十七代四條天皇の月輪陵外六十八基の陵墓の所在地として皇室用財産に残されてゐたものであります。今回用途廃止をしようとするもののうち土地二、〇五七坪は月輪中学校の敷地として、又九、四二五坪は日吉ヶ丘高等学校の建築敷地として、京都市から開放の申請がなされてゐるものであります。いづれも陵墓の所在地から相當の距離があり孤立した飛地でありまして、これを用途廃止しても陵墓管理上支障がないと認められますので、今回その用途を廃止しようとするものであります。

なお本件は皇室經濟法第一条第二項の規定に基き昭和二十五年八月二十三日皇室經濟會議の議を経たものでありまして、ここに国会の議決を経るため提案した次第であります。

○委員(小串清一君) 次は食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするため一般会計から繰入金に関する法律の一部を改正する法律案、お手許に法案があるはずであります。この御説明を求めます。

○政府委員(西川基五郎君) 食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするため一般会計から繰入金に関する法律の一部を改正する法律案提出の理由を御説明申し上げます。

農業災害補償法第十二条の規定によりまして、農業共済組合の組合員の支拂すべき農作物共済にかかる共済掛金の一部は、この会計において負担し、更にこの負担金は食糧消費者が負担するより食糧の売渡価格に繰込むことになつておりますが、食糧消費者価格の値上りが家計費に及ぼす影響を考慮いたしまして、昭和二十二年から引き續きこの負担を食糧消費者に転嫁させないことが出来る臨時措置が講ぜられ、このために生ずるこの会計の歳入不足を補てんするため一般会計から繰入を行なつてきたのであります。

昭和二十四年度予算におきましては、昭和二十五年産麦の収量別反当共済金額を平均二千円と予想して算定したのであります。が、現実に引受の時期におきましては、パリタイ指数の上昇によりまして、収量別反当共済金額が平均二千円と定められたのに伴ひまして、先に申し述べました一般会計から繰入れるべき消費者負担分に相當する金額が一千七十五万円増加いたしましたため、この法律の一部を改正し、繰入金金の限度額二十六億九千二百一十一万円を二十七億二百七十六万一千円に引き上げることとしたのであります。

これが、この法律案を提出いたしました理由であります。

○委員(小串清一君) その次は外国為替特別会計の資本の増加に充てるため一般会計から繰入金に関する法律案、この御説明を要求します。

○政府委員(西川基五郎君) 只今議題となつた外国為替特別会計の資本の増加に充てるため一般会計から繰入金に関する法律案の提出の理由を御説明申し上げます。

外国為替特別会計におきましては、昭和二十四年度以降輸出の増加に伴ひまして外貨手持の増進を来し、これがため円資金は予算に比し著しく不足を生ずる実情にあつたのであります。昭和二十四年度におきましては、右の不足を借入金により賄つてまいつたのであります。今年度におきましては、日本銀行の外貨貸付制度の運用により右の困難は著しく緩和されることと相成りましたが、なお相當の不足を生じますので、貿易特別会計より二百六十億円繰入れるほか、一般会計より百億円の繰入を行うことといたしましてこの会計の運営を円滑にしようとするものであります。

○委員(小串清一君) なお次は郵政事業特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律案の理由の御説明を願ひます。

○政府委員(西川基五郎君) 只今議題

となりました郵政事業特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に關する法律案提出の理由を御説明申し上げます。

郵政事業特別会計におきましては、別途御審議を仰いでおりますところの昭和二十五年年度特別会計予算補正（特第一号）に計上してありますように、給與ベースの改訂、臨時年末手当の支給等に必要経費をいたしまして、四十八億四千一百六十八万八千円を要するのでありますが、その財源をいたしましては、既定経費の節約による歳出減及び今後の増収対策による収入増を見込みましても、なお十二億八千三百八十六万八千円の入不足を生ずることになるのであります。

本会計におけるこの歳入不足につきましては、総合均衡予算の建前からいたしまして、その不足額を一般会計からの繰入金を以て補てんすることにいたしましたのであります。

なおこの繰入金につきましては、この会計が獨立採算制の建前であり、且つその経費の性質に鑑みまして、後日この会計の財政状況が健全な状態になりました場合には、繰入金に相当する金額は予算の定めるところによりまして一般会計に繰戻すことにいたしたいと存するものであります。

以上理由によりまして、この法律案を提出いたしました次第であります。

○委員長（小串清一君） この次に米國対日援助物資等処理特別会計法の一部を改正する法律案について御説明願います。

特別会計法の一部を改正する法律案提出の理由を御説明申し上げます。

今回改正しようとしたします要点は、米國政府から直接に物資の交付を受ける従来の対日援助の方式のほか、今回民間業者が民間貿易により海外から買付けた物資を対日援助物資に振り替える方式による対日援助の方法が、連合國最高司令官の覺書に基き近く実施されることになりましたので、米國対日援助物資等処理特別会計においてその取扱をいたしますについて必要な同特別会計法の改正をする必要があり

ます。

なお従来本特別会計で取扱つておりました軍拂下物資につきましては、今回これを明定しようとするものであります。

○委員長（小串清一君） なお最後にこの農林共済再保險特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に關する法律案提出の理由を御説明願います。

○政府委員（西川甚五郎君） 農林共済再保險特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に關する法律案提出の理由を御説明願います。

でんすることといたしたのであります。昭和二十五年年度における一般会計からの繰入金の限度額九億一千五百二十万六千円を、十八億二千八百一十三万三千円に改めようとするものであります。

なおこの繰入金につきましては、その性質に鑑みまして、将来この会計の経理状態が健全となりましただけに、この繰入金に相当する金額は、予算の定めるところにより、一般会計へ繰戻すこととなつております。

以上五件の法律案につきまして提案理由を申し上げたのであります。

何とぞ慎重御審議の上速かに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

○委員長（小串清一君） 今日では只今提案理由の御説明を願ひました中で、國有財産法第十三条の規定に基き國會の議決を求めるの件のはかは、説明の係の人が衆議院に行つてまだ帰つておりませんから、先ずこの御質問を願ひまして、なお續いてその他の法案についての御説明をお願いしたいと思います。ちよつと速記を。

○委員長（小串清一君） 要求をいたします。國有財産法第十三条の御質疑がありまじたらお願いいたします。ちよつと速記を。

なければ、休会中にお互いが審議したことが徒勞に帰するようになりますから、私は委員長にそういう措置を講じて頂くようお願いいたします。

○委員長（小串清一君） 承知いたしました。おつしやる通りに先刻このほうの主計局の法規課長に來てもらつたように再三督促しておりましたので、衆議院のほうの説明で何か都合がつかない、つき次第今日でも來てもらつて説明を求めます。

○油井賢太郎君 同議事進行についてであります。本日西川政務次官から提案されましたの法律案に、農林大臣の出席を求めていろいろ意見を開いたりする点も多いと思ひますから、もう会期も切迫しておりますが、總合させてこの委員会に出られることを委員長から交渉をして置いて頂きたい。

○委員長（小串清一君） 要求をいたします。國有財産法第十三条の御質疑がありまじたらお願いいたします。ちよつと速記を。

○委員長（小串清一君） 速記を始め下さい。それでは本日はこの程度を以て散会いたします。

午後三時三十四分散会

出席者は左の通り。

委員 大矢平次郎君 佐多 忠隆君 木内 四郎君 愛知 揆一君 黒田 英雄君

理事 小串 清一君

十二月五日日本委員会に左の事件を付託された。

一、所得税法臨時特例法案（予備審査のための付託は十一月二十八日）

政府委員

大藏政務次官 西川甚五郎君
大藏省主計 磯田 好祐君
局給與課長

一、外国為替特別会計の資本の増加に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案

一、郵政事業特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律案

一、米國對日援助物資等處理特別会計の一部を改正する法律案

一、農業共済再保險特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律案

一、國有財産法第十三条の規定に基き、國會の議決を求めるの件

一、國有財産法第十三条の規定に基き、國會の議決を求めるの件

一、左記皇用財産の用途廃止について、國有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第十三条の規定により、國會の議決を求める。

記

一、所在 京都市東山区泉涌寺山内町五番地 同 今熊野慈田院山五番地の一同 泉涌寺山内町二七番地

一、口座名 泉山陵墓地
一、区分、数量 土地 一、二、〇九
二坪、七二、五五二四

一、食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律の一部を改正する法律案

一、食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律の一部を改正する法律案

一、食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律の一部を改正する法律案

一、繰入金に関する法律案
郵政事業特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律（昭和二十五年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

本則中「二十六億九千二百一十一千円」を「二十七億二百七十六万一千円」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

一、外国為替特別会計の資本の増加に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案

一、外国為替特別会計の資本の増加に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案

一、政府は、外国為替特別会計の資本の増加に充てるため、昭和二十五年年度において、一般会計から、百億円を限り、この会計に繰り入れることができる。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 外国為替特別会計法（昭和二十四年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

一、第四條中「及び附則第四項を」と、附則第四項に「及び、相當する金額」の下に「及び外国為替特別会計の資本の増加に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律（昭和二十五年法律第 号）の規定により一般会計から繰り入れる金額」を加える。

郵政事業特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律案

繰入金に関する法律案
郵政事業特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律案

1 政府は、郵政事業特別会計の歳入不足を補てんするため、昭和二十五年年度において、一般会計から、十二億八千三百八十六万八千円を限り、この会計に繰り入れることができる。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

2 政府は、前項の規定による繰入金については、後日郵政事業特別会計から、その繰入金に相當する金額に達するまでの金額を、予算の定めるところにより、一般会計に繰り入れなければならない。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

一、米國對日援助物資等處理特別会計法の一部を改正する法律案

一、米國對日援助物資等處理特別会計法の一部を改正する法律案

一、米國對日援助物資等處理特別会計法（昭和二十五年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

一、第一條中「（以下「援助物資」という。）」の下に「及び政府が連合國軍から拂下を受けた物資（以下「軍拂下物資」という。）を加える。

一、第三條第一項中「援助物資の賣拂代金」を「援助物資及び軍拂下物資の賣拂代金」に改め、「収入金、」の下に「手数料、」を加え、「及び附屬雜收入」を「並びに附屬雜收入に、」及び「援助物資」を、「軍拂下物資及び援助物資」に改める。

附則第五項を附則第八項とし、以

下三項ずつ繰り下げ、附則第四項の次に次の三項を加える。

5 政府は、輸入物資（米國對日援助物資を除く。以下附則第七項までにおいて同じ。）を米國政府が米國對日援助物資に充用しようとするときは、米國政府の要求に應じ、この会計の負担において、その指定する輸入物資を買取り、これを米國政府に売り渡すことができる。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

6 前項の規定による政府の輸入物資の買取りは、当該物資の買取代金を、米國政府から米國對日援助物資として交付を受ける当該物資をもつて弁済する方法により行うことができる。

7 附則第五項の規定により輸入物資を米國政府に売り渡した場合においては、当該物資の対価としてのアメリカ合衆國通貨額を第三條第三項に規定する換算率により日本國通貨に換算した金額を、この会計の歳入として受け入れるものとする。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 貿易特別会計法（昭和二十四年法律第四十一号）の一部を次のように改正する。

一、第一條中「米國對日援助物資」の下に「政府が連合國軍から拂下を受けた物資（以下「軍拂下物資」という。）を加える。

一、第三條中「米國對日援助物資」の下に「及び軍拂下物資」を加える。

農業共済再保險特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律の一部を改正する法律案

足る繰入金に関する法律の一部を改正する法律案

一、農業共済再保險特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律（昭和二十五年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

一、第一項中「九億一千五百二十万六千円」を「十八億二百八十一万三千円」に改める。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

一、ラジオ受信機等の物品税減免に関する請願（第三二九号）

一、鑛山の物品税減免等に関する請願（第三二二号）

一、織物消費税の廃止に伴う損失補償の請願（第四三三号）

一、漁業に対する課税改善の請願（第四三〇号）

一、農産物の消費税撤廃に関する請願（第四四二号）

一、農産物用益の引下げ等に関する請願（第四四四号）

一、商工組合中央金庫資金確保に関する陳情（第五七号）

一、フレトン・ウツツ機構加盟促進に関する陳情（第五九号）

第三二九号 昭和二十五年十一月二

十八日受理

ラジオ受信機等の物品税減免に関する請願

請願者 東京都港区三田四町

二番地 日本電気株式
会社内 齋藤欣也

紹介議員

栗山 良夫君

ラジオ、レコード蓄音機、有線機器等は、国民の文化生活維持に絶対不可欠のもので、とりわけラジオは生活必需品として国民に正しい情報と正しい判断を與える重大な使命を負うものである。しかるにこれら諸機器に対する現行物品税は、その生産および普及をいぢるしくはばみ、文化国家建設の支障となつてゐるから、これらの物品に対する物品税を免税するかまたは大幅に減免せられたいとの請願。

第三四二号

昭和二十五年十一月二十八日受理

鏡台の物品税撤廃等に関する請願

請願者 静岡市安倍川町三八
静岡市工芸指導所内

全日本鏡台商工業連合
会内 前畑波平

紹介議員

杉山 昌作君

鏡台は、わが国民生活にとつて生活必需品であつて決してぜいたく品ではない。しかるにこれに對しては、まだに物品税が課せられてゐるのは、不合理であるからこれをすみやかに撤廃せられたい。なお撤廃不可能な場合は、最低位の課税率とし、五千円以下を免税とせられたいとの請願。

第四二三号

昭和二十五年十一月二十八日受理

織物消費税の廃止に伴う損失補償の請願

請願者

東京都中央区日本橋堀
留町一ノ六日本絹人絹

織物商協会内 杉道助

紹介議員

油井賢太郎君

織物消費税の廃止により生産業者ならびに販売業者の在庫品に対する損失を補償するため、廃止実施日現在におけるその在庫品に對し、廃止税額に相当する金額を交付せられたいとの請願。

第四三〇号

昭和二十五年十一月二十八日受理

漁業に対する課税改善の請願

請願者

東京都港区芝罘平町一
不二屋ビル内 日本旋

網漁業協会関東東北地区
協議会内 秋山卓二郎
外五名

紹介議員

青山 正一君

漁業についても昨年来の税制改革においてその一部分の改善は見られたのであるが、それに引き続き更に(一)徴税目標達成のための割当課税方法を改めること、(二)不漁の場合の課税保護の制度を設けること、(三)漁業経営費の決定にあつては予め漁業経営費査定基準を漁業者側の意見も徴した上で作成しておく、これによられるようにすること、(四)自家労働に対する対価を経費として認めること、(五)漁業を附価価値税の対象としないこと、(六)青色申告の帳簿様式の簡易化を図ること等の実現を期せられたいとの請願。

第四四一号

昭和二十五年十一月二十八日受理

黒糖の消費税撤廃に関する請願

請願者

熊本県議會議長 大久
保勢輔

紹介議員

深水 六郎君、城 義
臣君

黒糖は外国砂糖の輸入によつてその価格が生産費を下廻る状態である。また製造農家は事前に納付する消費税と、所得税の二重負担に苦しんでゐる実状であるから、国産産業の黒糖保護のために、輸入砂糖と同様に消費税を廃止されたいとの請願。

第四四四号

昭和二十五年十一月二十八日受理

漬物用塩価の引下げ等に関する請願

請願者

東京都千代田区神田山
本町一日本漬物協力会

紹介議員

片柳 真吉君

漬物は日本人食生活において必要な食品であり、また貯蔵食料としても重要な使命を持つてゐる。この漬物にとつて食料塩は生命で、全食料塩の三三パーセントを使用し、その価格は昭和十三年度百とすると昭和二十五年では平均百三十三倍となつてゐる。しかし漬物の販売価格は国民の生活経済の限度から見てはできないから、漬物用塩価の引下げを行われたいとの請願。

第五七号

昭和二十五年十一月二十八日受理

商工組合中央金庫資金確保に関する陳情

陳情者

大阪府西区江ノ子島上
ノ町大阪府商工協同組

合連合会長 三木亦市

戦後わが国の経済は中小企業によるところが大きく、その中小企業は企業数の九十パーセント以上が協同組合的経

済單位にあつて、中小企業者の系統金融機関である商工組合中央金庫の融資いかに影響される状態である。しかるに、政府は同庫に預託してある政府資金を取り上げるようであるが、年末を控えてこのような措置を採られては中小企業者のために、はなはだ遺憾とするところであるから、政府は政府預金の取上げを中止するとともに長期融資の承認ならびに当面の目標額である二百億円の融資が可能となるよう資金を確保せられたいとの陳情。

第五九号

昭和二十五年十一月二十八日受理

アレントン・ウツツ機構加盟促進に関する陳情

陳情者

東京都千代田区丸ノ内
一ノ一日本工業倶楽

部ビル内経済同友会内
工藤昭四郎外一名

いまやわが国は経済の安定と復興を見るにいたり、国際社会への復帰を待つだけとなつた。しかし講和問題については世界の情勢によつて色々の制約と困難が予想されるが、われわれはこの講和問題に平行して経済的自立による国際経済社会への復帰に努力すべきである。この意味において講和の如何にかかわらず、経済自立の態勢を整え、すみやかに国際通貨基金および国際復興開発銀行加盟の具体的準備体制を確立せられたいとの陳情。

昭和二十五年十二月十八日印刷

昭和二十五年十二月十九日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所